

## 鳥取県宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内に宿泊施設を有する宿泊事業者（旅館業法（昭和22年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、社会福祉施設及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む者を除く。以下「県内宿泊事業者」という。）が新型コロナウイルス感染症の感染予防対策や新たな需要に対応するための取組に係る経費を支援し、もって県内宿泊事業者の感染防止対策の推進及び安定した事業継続を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）及び別表2の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）について、鳥取県宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金事務局（以下、「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業については別表1の第3欄に掲げる補助対象経費の額から同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額、間接補助事業については別表2の第3欄に掲げる間接補助対象経費に同表第4欄に定める間接補助率を乗じて得た額以下とする。

3 なお、補助事業及び間接補助事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、交流人口拡大本部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 交付規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

ただし、募集期間を定めたものについては、募集期間終了後30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (間接交付の条件)

第6条 補助事業者は、第3条第1項に規定する間接補助事業の実施に係る補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる交付規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号に定める	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第7条 交付規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助事業者が行う補助事業又は間接補助事業に係る補助金の増額
  - (2) 補助事業者が行う補助事業又は間接補助事業の中止及び廃止
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した交付規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、交付規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の重要な変更
- (2) 間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の増額
- (3) 間接補助事業者が間接補助金を受けて行う事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した交付規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 交付規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、交付規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日及び間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は令和4年2月28日のいずれか早いうちまでに行わなければならない。

- 2 交付規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 交付規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 交付規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、交付規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した交付規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、交付規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、交付規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産とする。

(雑則)

第14条 条例、規則、交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月30日から施行し、令和3年6月11日以降に実施する事業について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月5日から施行する。

別紙1 (対象経費の詳細 (感染拡大防止対策事業))

補助事業	区分	内容
(1) 感染拡大防止対策事業	設備・機器	サーモグラフィ、体温計、アルコール噴霧器、サーキュレーター、CO2濃度測定器、仕切用のアクリル板、シート、フィルム、その他衛生用品以外の物品を購入する経費 ※設置費含む
	必需品	必需品 (マスク、消毒液、ウェットティッシュ、除菌スプレー、ガーゼ、手洗用洗剤、ゴム手袋、使い捨て食器) を購入する経費
	施設改修費	手洗い場設置・改修、換気設備設置・改修
	委託費	換気扇の点検・クリーニング
その他	真に必要な経費	

別紙2 (対象経費の詳細 (前向き投資支援事業))

補助事業	区分	費目	内容
(2) 前向き投資支援事業	F S 調査費	マーケティング戦略費	市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略 (製品、価格、流通、プロモーション戦略) 構築又は事業実施方法転換等への助言を外部専門家へ依頼する経費
	商品開発費	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
		原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費
		技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品 (役務) のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
		外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング、事業実施方法の転換等を外部に依頼するために必要な経費
		開発費	新商品 (役務) 開発、事業実施転換検討を自社で行う経費
	イベント・プロモーション費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費
		保険料	展示品等への保険に要する経費 (イベント参加保険料含む)
		広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂または広告掲載に要する経費
	共通経費	旅費交通費	外部専門家等の移動に要する経費
		会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費
	施設改修費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーケーションスペースを用意するための改修に必要な経費</li> <li>・非接触チェックインシステム導入 (購入、設営、改修等) に係る経費</li> <li>・テレビ会議システム等の導入 (購入、設営、設定等の名称にかかわらずシステムの利用開始当初に必要な事項) に要する経費</li> </ul>
	機器導入費		機械器具導入に係る経費 (WiFi 設備など備品購入費含む)
	その他の費用		新たな需要に対応するために必要な費用